

議案第 3 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

特別職の職員で非常勤のもの報酬の額を見直すため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 9 号）の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「日額 12,600」を「日額 12,800」に、「12,600円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800」を「8,900」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「日額 10,700」を「日額 10,900」に、「10,700円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800」を「8,900」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「日額 11,100」を「日額 11,300」に、「11,100円」を「11,300円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「〃 9,500」を「〃 9,600」に、「9,500円」を「9,600円」に改め、同表不在者投票所の投票立会人の項中「〃 10,700」を「〃 10,900」に、「10,700円」を「10,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条、第4条）			別表（第2条、第4条）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
省略			省略		
選挙長	1回 <u>10,800</u>		選挙長	1回 <u>10,600</u>	
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u> （投票所の投票管理者として従事した時間が13時間未満の場合にあつては、 <u>12,800</u> 円に当該時間（30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を13で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））		投票所の投票管理者	日額 <u>12,600</u> （投票所の投票管理者として従事した時間が13時間未満の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円に当該時間（30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を13で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））	
開票管理者	1回 <u>10,800</u>		開票管理者	1回 <u>10,600</u>	
選挙立会人	// <u>8,900</u>		選挙立会人	// <u>8,800</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900</u> （投票所の投票立会人として従事した時間が		投票所の投票立会人	日額 <u>10,700</u> （投票所の投票立会人として従事した時間が	

	1 3 時間未満の場合にあつては、 <u>1 0, 9 0 0</u> 円に当該時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を 1 3 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
開票立会人	1 回 <u>8, 9 0 0</u>	
期日前投票所の投票管理者	日 額 <u>1 1, 3 0 0</u> （期日前投票所の投票管理者として従事した時間が 1 1 時間 3 0 分未満の場合にあつては、 <u>1 1, 3 0 0</u> 円に当該時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を 1 1. 5 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があ	

	1 3 時間未満の場合にあつては、 <u>1 0, 7 0 0</u> 円に当該時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を 1 3 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
開票立会人	1 回 <u>8, 8 0 0</u>	
期日前投票所の投票管理者	日 額 <u>1 1, 1 0 0</u> （期日前投票所の投票管理者として従事した時間が 1 1 時間 3 0 分未満の場合にあつては、 <u>1 1, 1 0 0</u> 円に当該時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を 1 1. 5 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があ	

	るときは、これを切り捨てた額)			るときは、これを切り捨てた額)	
期日前投票所の投票立会人	<p>// 9, 600</p> <p>(期日前投票所の投票立会人として従事した時間が11時間30分未満の場合にあつては、9,600円に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を11.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))</p>		期日前投票所の投票立会人	<p>// 9, 500</p> <p>(期日前投票所の投票立会人として従事した時間が11時間30分未満の場合にあつては、9,500円に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を11.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))</p>	
不在者投票所の投票立会人	<p>// 10, 900</p> <p>(不在者投票所の投票立会人として従事した時間が8時間30分未満の場合にあつては、10,900円に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30</p>		不在者投票所の投票立会人	<p>// 10, 700</p> <p>(不在者投票所の投票立会人として従事した時間が8時間30分未満の場合にあつては、10,700円に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30</p>	

分未満の端数があるときは切り捨てた時間を8.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

省略

備考 省略

分未満の端数があるときは切り捨てた時間を8.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

省略

備考 省略